

大田区介護保険サービス事業者等監査実施要綱

制定 平成 22 年 4 月 20 日 22 福介発第 10102 号区長決定
改正 平成 24 年 3 月 28 日 23 福介発第 12839 号福祉部長決定
改正 平成 28 年 7 月 7 日 28 福福発第 11155 号福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 76 条、第 78 条の 7、第 78 条の 9、第 78 条の 10、第 83 条、第 90 条、第 100 条、第 115 条の 7、第 115 条の 17、第 115 条の 18、第 115 条の 19、第 115 条の 27、第 115 条の 28、第 115 条の 29、第 115 条の 33 及び第 115 条の 34 並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 112 条の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して区が行う介護給付及び予防給付に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査について基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化並びに業務管理体制の適正な整備及び運用を図ることを目的とする。

(監査方針)

第 2 条 監査は、介護給付等対象サービスの内容、介護報酬の請求及び業務管理体制の整備に関し、法に定める勧告、命令、指定の取消し及び期間を定めた効力の全部若しくは一部の停止（以下「指定取消処分等」という。）に該当する場合又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(選定基準)

第 3 条 監査は、次の情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
- イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 東京都、連合会及び他保険者からの通報情報
- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者に関する情報

- オ 正当な理由がなく実地指導を拒否した事業者に関する情報
- (2) 実地指導において確認した情報

法第23条及び第24条により指導を行った区及び都がサービス事業者等について確認した指定基準違反等

- (3) 業務管理体制の不適正な整備及び運用状況に関する情報
(監査方法等)

第4条 監査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 報告等

ア 区長は、指定基準違反等の確認について、必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

イ 区長は、指定権限が都にあるサービス事業者等に対して監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都知事に対し行うものとする。

ウ 区長は、指定基準違反と認めるときは、文書によって都に通知を行うものとし、都と区が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

- (2) 区長は、監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができるものとする。

- (3) 区長は、監査にあたっては、監査対象となるサービス事業者等の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求めることができる。

2 監査結果の通知等については、次のとおりとする。

- (1) 区長は、監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

- (2) 区長は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

3 区長は、指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」及び「業務運営の勧告、命令等」の規定に基づき、次の行政上の措置を機動的に行うものとする。

- (1) 勧告

ア 区長は、サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サ

サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ 勧告を受けた当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 区長は、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

ア 区長は、サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ 命令を受けた当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 区長は、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(3) 指定の取消等

区長は、指定基準違反の内容等が、法第 78 条の 10 各号、第 115 条の 19 各号及び第 115 条の 29 各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

(4) 聴聞等

区長は、監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分 の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(5) 経済上の措置

ア 区長は、勧告、命令又は指定の取消等を行った場合には、保険給付の全部又は一部について、法第 22 条第 3 項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収するものとする。

イ 区長は、命令又は指定の取消等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第 22 条第 3 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせるものとする。

(厚生労働省への報告)

第 5 条 区長は、法第 197 条第 1 項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行うものとする。

(厚生労働省及び東京都並びに関係機関等との連携)

第 6 条 区長は、監査の効果を高めるために、東京都及び他の保険者並びに連合会との連携を図り、監査等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省及び東京都に報告するものとする。

(監査結果の活用)

第7条 区長は、監査結果の通知、勧告及び命令を行った場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に該当する他の保険者への情報提供を行うとともに、できる限り利用者保護の観点から開示を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は決定の日から施行する。
- 2 当該要綱の決定に伴い、大田区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成18年8月11日保福介高発第423号区長決定）は廃止する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は決定の日から施行する。